

「JKA 事業評価システムに関する調査研究」公募要領

平成 22 年 4 月 19 日

財団法人 J K A

公益事業振興グループ

「JKA 事業評価システム」再構築の実施にあたり、調査研究の実施事業者を公募により選定いたします。つきましては、受託を希望し応募される場合には、以下をご確認いただき、事業目的及び事業内容をご理解の上、事業実施に関する企画提案を作成・提出をお願いいたします。

1. 事業目的

財団法人 J K A では、近年の SR（社会的責任）意識の高まりに伴い、透明性と効率性の向上を目的に、「公益事業振興補助事業」を対象とした事業評価システムの再構築を実施する。「公益事業振興補助事業」では、主に「公益の増進」、「社会福祉の増進」を目的した補助を年間約 600 件（平成 21 年度補助総額約 11,300 百万円）をおこなっている。本事業では、主に補助事業の募集および審査、事業評価に関する調査研究を実施する。

2. 事業内容

「公益事業振興補助事業」を対象とした、事業評価システムの再構築を本財団と協議しながら実施するものとする。

(1) 補助事業の募集および審査に関する調査研究

①補助方針案の策定に関する調査研究

重点項目の選定、補助メニューの整備など補助方針策定に関する調査研究。

②審査基準の策定に関する調査研究

補助（要望）申請内容の審査基準策定、審査方法および手順の確立に関する調査研究。

③審査業務補助

補助（要望）申請内容の審査業務の補助。なお、主に新規事業者を対象としたヒアリングなど現地調査も含む。

④広報支援

補助先の募集に際して、公益法人、NPO などへの広報強化のため、掲載先情報の提供など。

(2) 補助事業の事業評価に関する調査研究

①事後評価基準の策定に関する調査研究

補助事業に対する評価基準策定、評価方法および手順の確立に関する調査研究。

なお、評価は事前評価、事後評価、第 2 次事後評価（建設事業など、一部の事業

に限る）の3段階でおこなうものとする。

②補助事例の整理

過去の補助事例の整理・分析を支援し、今後の評価基準改定などへの参考情報とする。

③成果の公表に関する調査研究

補助事業の成果および事前・事後評価結果の公表方法に関する調査研究。

（3）運営などに関する支援

①委員会の運営支援

外部審査委員による補助事業審査・評価委員会の運営支援。なお、委員会の開催は4回を予定している。

②定例会などの打合せの実施

主要メンバーによる定例会を月に1回程度実施。なお、個別の会議・打合せは必要に応じて適宜おこなうものとする。

③本事業に関連する事務作業の補助

上記（1）、（2）に関する事務作業の補助（主に、審査業務の補助など）の実施。

3. 委託期間

本委託の履行期間は、契約日の翌日から2011年3月31日までとする。

4. 実施場所

本委託の実施にともなう会議、打合せ、補助作業などの実施場所は、原則、本財団（千代田区六番町）においておこなうものとする。

5. 契約までのスケジュール

- ・公募期間：2010年4月19日（月）～4月30日（金）
- ・公募説明会：2010年4月26日（月）14:00～
- ・委託先決定：2010年5月11日（火）

6. 納入成果物

納入成果物は、MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPointによって作成したデータを電子媒体（CD-ROMなど）により納品（2セット）するものとする。納入時期は委託期間終了から1ヶ月以内とする。

（1）提案書

以下の事項に関する提案書を提出すること。

- ・補助方針案
- ・審査基準案

- ・事後評価基準案

(2) 作業記録

定例会などの議事録および作業記録を提出すること。

7. 企画競争参加資格

- (1) 企画競争に参加する時点で、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者。
- (2) 公益事業および公益事業の評価に関する相当程度の知識、経験を有すること。
- (3) 広く公益事業をおこなっている事業者および中間支援組織などとの連携実績や情報を有すること。
- (4) 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、必要な人員体制などを有すること。
- (5) 東京都及び近県に事務所があり、本財団との頻繁な打ち合わせに対応できること。
- (6) 本事業を通じ、評価事業に関わるさまざまな業務について柔軟に対応できること。

8. 委託先選定審査の基準

提出書類を基に、以下の審査基準により本委託事業の応募者の選定を行います。

- (1) 事業目的が明確であり、本財団の意図と合致しているか。また、提案内容が本委託事業の目的達成のため、上記 2. 事業内容に沿って提案されているか。
- (2) 委託事業を遂行するために必要な実績を有しているか。
- (3) 本財団の事業評価システムの課題を理解しているか。また、課題に対する改善の方向性が適切か。
- (4) 提案内容が、具体的かつ適切な方法により明確な成果が導かれるものとなっているか。また、提案内容に実現可能性があるか。
- (5) 委託事業を遂行するために必要な組織体制、人員などを有しているか。また、スケジュールは適切か。
- (6) 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

9. 委託金額の上限

委託金額の上限は、700万円（消費税込み）とします。

10. 応募方法

(1) 提出書類

- ①公募申請書（様式 1） 1 部
- ②公募提案書（様式 2） 2 部
- ③申請者となる団体等概要表（様式 3） 2 部

(2) 応募受付期間

平成 22 年 4 月 19 日（月）～4 月 30 日（金）17 時（必着）

(3) 提出方法

提出書類に必要事項を記載し、当グループあてに郵送又は持ち込みにて受け付けます。（持ち込みの場合は、予め連絡のうえ、10 時より 17 時まで受付。ただし、祝祭日は除く。）

なお、応募資格を有しない者の提出書類、内容に不備がある提出書類、又は、応募受付期間を過ぎた提出書類は受理できませんのでご注意ください。

提出先

〒102-8011 東京都千代田区六番町 4 番地 6

財団法人 JKA 公益事業振興グループ（担当：三浦、市川）

(4) 留意事項

- ①提出書類は、選定審査結果の如何にかかわらず、返却できません。
- ②採択された提案については、採択後に内容・金額について本財団と検討の上、変更が生じることがあります。

11. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金：免除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 落札者の決定方法：本要領に示した企画競争に必要な資格を有する者であって、仕様書に定める公募提案書等を提出した事業者の中から、本財団に設置する審査委員会において、公募提案書等をもとに、総合的に審査し決定する（提示金額のみによる判断はおこなわない）。

12. 本件に関する照会先

公益事業振興グループ（担当：三浦、市川）

TEL : 03-3512-1276

FAX : 03-3512-1277

E-mail : miura30@keirin-autorace.or.jp

ichikawa30@keirin-autorace.or.jp